

国民年金からのお知らせ 学生納付特例制度・産前産後期間の免除制度

問合せ先
帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
☎0155・25・8113
役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213

学生納付特例制度をご存知ですか？

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

対象者

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校などに在学する方で夜間・定時制課程や通信課程の方を含む。

学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下の方。ただし、家族の方の所得の多少は問いません。

申請方法

●申請書による申請
住民登録地の国民年金担当窓口、またはお近くの年金事務所へ提出してください。
※申請書は市町村窓口または、年金事務所、日本年金機構ホームページから入手できます。

承認期間

4月から翌年3月までの1年間。引き続き学生納付特例制度を利用する場合は、毎年度の申請が必要です。

③案内に従い必要事項を入力
※在学期間が確認できる学生証の画像、または在学証明書の画像をアップロードする必要があります。

※在学期間が確認できる学生証の写し、または在学証明書を添付してください。

電子申請

①マイナンバーカードを使用してマイナンバーポータルへアクセス
②マイナンバーポータルのトップ画面の「年金の手続きをする」を選択し、ログイン

保険料の追納

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受け取る年金額を増額するために

も、追納することをおすすめします。
※学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

産前産後期間の届出をすると 国民年金保険料が免除されます

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除され、保険料を納付したものととして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

届出先

役場住民課戸籍年金係

添付書類

○出産前に届出する場合
母子手帳など出産予定日が確認できる書類

○出産後に届出する場合

役場において出産日が確認できるため原則不要

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

➡ここでの「出産」とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）。

振替納付日等のお知らせ

振替日

令和5年分の確定申告の振替日は、次のとおりです。

| 税目 | 振替日 |
|-----------------------|--------------|
| 所得税及び復興特別所得税の確定申告 | 令和6年4月23日（火） |
| 個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告 | 令和6年4月30日（火） |

※振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、次の方法で申告内容を訂正することができます。また、確定申告をしなければならぬのに、申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことや純損失等の金額を少なく申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額や純損失等の金額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。

各年分の法定申告期限（所得税及び復興特別所得税は各年の翌年3月15日、個人事業者の消費税及び地方消費税は各年の翌年3月31日、土日の場合はその翌日。）から5年以内に更正の請求書を作成し、所轄税務署に提出してください。

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正する必要があります。

修正申告書は、税務署長から更正を受けるまではいつでも提出できますが、なるべく早く申告してください。

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納めてください。

修正申告によって新たに納付することとなった税額を納めるときは、法定納期限（令和5年分の所得税及び復興特別所得税は令和6年3月15日（金）、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和6年4月1日（月））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。なお、修正申告をする場合や税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額の決定を行う場合があります。

なお、税務署長が決定を行う場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があります。法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

以上の手続きにあたって

確定申告書、修正申告書および更正の請求書は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナー（<https://www.keisan.nta.go.jp/>）で作成できます。また各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。手続きなどについて、お分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。

問合せ先

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>
十勝池田税務署 ☎572・2171